

## 甲賀市地域防災計画に関する修正について

### 1. 主な修正内容

#### ①大規模滞留発生時の相互連携について追加(雪害対策に係る体制強化)

・積雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携などについて、国の防災基本計画および滋賀県地域防災計画に基づき追記。

《修正箇所抜粋》

I. 共通編(地震・風水害・土砂災害編) 第7章 災害時の応急対応  
第17節 避難救出計画 第2 避難及び避難誘導 [I-7-68]

#### 第 8 帰宅困難者及び大規模滞留の乗員に対する対策

◎危機管理課、○市民課

##### 1. 計画方針

公共交通機関が運行を停止した場合や、雪害等により道路が通行止めとなる場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市本部は次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

##### 2. 一時滞在施設の確保

市本部や鉄道事業者等は、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難場所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼びかけ、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、避難行動要支援者の受け入れを優先し、市外の住民等も広く受け入れる。

##### 3. 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

市本部は一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

##### 4. 大規模滞留発生時の乗員保護について

大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者をはじめとする関係機関と相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

#### ②安否不明者の氏名等公表について追加

・救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携のうえ、速やかに安否不明者等の氏名を公表することを明記。

《修正箇所抜粋》

I. 共通編(地震・風水害・土砂災害編) 第7章 災害時の応急対応  
第15節 情報計画 第4 災害広報公聴計画 [I-7-64]

#### 第4 災害広報公聴計画

◎秘書広報課、○危機管理課、○市民活動推進政策推進課、○市民課、○保険年金課、  
○地域共生社会推進福祉医療政策課、○障がい福祉課、甲賀市国際交流協会

##### (9) 被災者相談窓口の設置

被災者に関する相談に対応するため、被災者相談窓口を設置する。相談内容は、被災者に関する消息、安否確認、被災者の苦情や生活等全般に係るものとし、相談窓口を市役所及び避難所に設置する。

##### (10) 慰問・見舞い

本部長等が被災地の慰問、見舞いを行う。実施にあたって、本部長等が市内の被災状況の視察又は避難所等への見舞い等を行う場合、随行し記録するとともに現場での指示事項を担当部長に記録票をもって引き継ぐ。

##### (11) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

##### (12) 安否不明者の氏名等公表

市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避につながる可能性があることから、県の方針に基づき対応する。

### ③防災教育の推進について追加

・学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めることについて追記。

《修正箇所抜粋》

I. 共通編(地震・風水害・土砂災害編) 第5章 災害に強い人づくりの推進  
第1節 防災意識の啓発(防災知識普及計画) 第2 学校教育等における防災知識の普及 [I-5-4]

## 第2 学校教育等における防災知識の普及

◎学校教育課、○危機管理課、○保育幼稚園課

学校における防災教育については、消防団員や防災士等が参画の上、体験的・実践的な内容となるよう各関係機関が連携しながら推進をするものとする。

市教育委員会及びこども政策部は、防災教育の充実を図るとともに学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒及び保護者への周知徹底を図り、学校防災アドバイザー制度の効果的な活用に努める。また園・学校(施設)等においては、災害発生の場合に児童等の安全確保等に適切な措置がとれるよう、具体的な防災に関する計画を立てておくものとし、市教育委員会及びこども政策部に報告する。

### ④気象予警報等伝達計画の見直し及び南海トラフ地震に関する情報の追加

- (1)計画内容について、滋賀県地域防災計画に合わせるよう見直し。
- (2)南海トラフ地震の発生が切迫していることから、彦根地方気象台より提案をいただき、南海トラフ地震に関する情報を追記。

《(1)修正箇所抜粋》

I. 共通編(地震・風水害・土砂災害編) 第7章 災害時の応急対策  
第15節 情報計画 第3 気象予警報等伝達計画 [I-7-53~58]

## 第3 気象予警報等伝達計画

◎危機管理課、○秘書広報課、○情報政策課、彦根地方気象台

### 2. 計画の内容

#### (1) 注意報、警報等の種別

この計画における注意報、警報等の種別および基準は、気象庁が定める「警報・注意報基準一覧表(甲賀市)」のとおりとする。

##### ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。

#### イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。

#### ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。大雨注意報（土砂災害）、洪水注意報は警戒レベル2である。

#### エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### オ 全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

#### カ 砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため次表に示す発表単位を特定して警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。

滋賀県は、滋賀県土木防災情報システム等により土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知し、一般に周知させるため必要な措置を講じる。彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。

市町内で危険度が高まっている詳細な領域は、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度、気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)	
発表単位	市町単位(ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割)	
準発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が土砂災害警戒情報の基準に達したとき
	警戒解除	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、か

	基準	つ短時間で再び土砂災害警戒情報の基準を超過しないと予想されるとき
--	----	----------------------------------

(注) 次の事象が発生した場合の発表基準は、別途、実施要領で暫定基準を定める。

- (1) 震度5強以上の地震を観測した場合
- (2) その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

#### キ 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

#### ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

#### ケ 洪水予報

淀川水系野洲川上流洪水予報

淀川水系杣川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報および注意報である。

滋賀県流域政策局と彦根地方气象台が共同で次表の標題により発表される。

警戒レベル2～5に相当する。

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、 <b>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する</b> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <b>避難指示</b> の発令の判断の参考とする。 <b>危険な場所からの避難</b> が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <b>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</b> に発表される。 <b>高齢者等避難</b> の発令の判断の参考とする。 <b>高齢者等は危険な場所からの避難</b> が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <b>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認</b> が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(注) 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

## コ 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認めるときに、彦根地方気象が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて市町や消防本部に伝達される。

市町長がこの通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報の通報区域、通報基準、通報内容および時刻は、次のとおりとする。

### 1. 通報区域

概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

### 2. 通報基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

### 3. 通報内容および時刻

毎日 5 時頃に、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

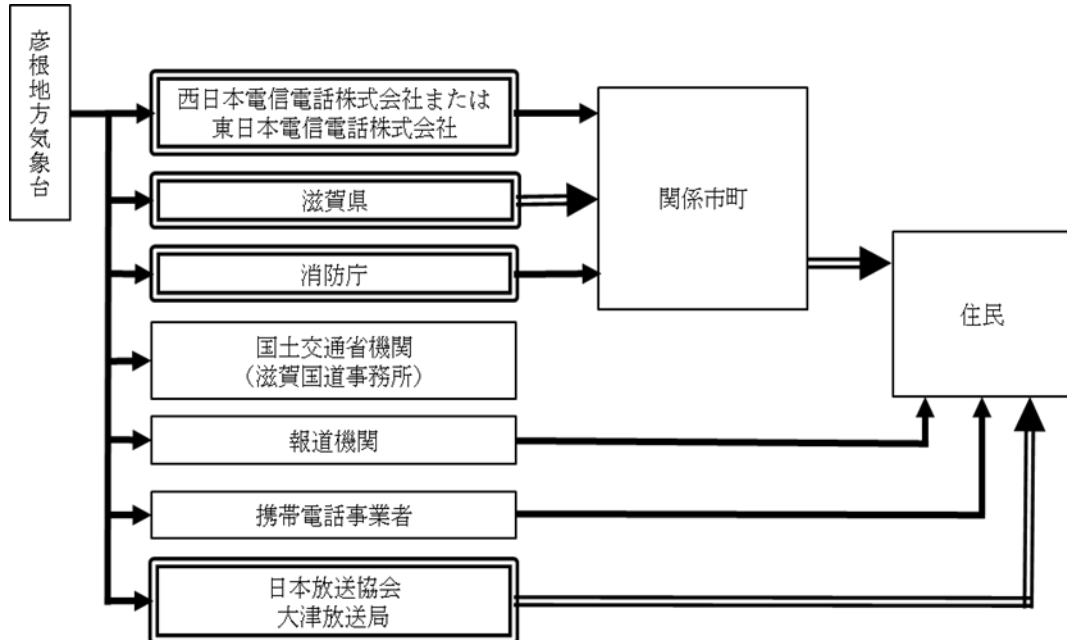
※気象状況が前項の基準に達した場合であっても、降雨、降雪、もしくはこれ

らが予想される場合には通報しないことがある。

【資料編 参照】

・気象警報・注意報発表基準一覧表（彦根地方気象台）

(2) 気象予報警報等の伝達



(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条1号の規定に基づく法定伝達先。

二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

《(2)修正箇所抜粋》

I. 共通編(地震・風水害・土砂災害編) 第7章 災害時の応急対策  
第15節 情報計画 第3 気象予警報等伝達計画 [I-7-60]

第3 気象予警報等伝達計画

◎危機管理課、○秘書広報課、○情報政策課、彦根地方気象台

ア 地震情報の種別

(ウ)南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地

震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

■ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地震(注3)が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> </li> </ul>
地震発生等から最短で2時	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注4)8.0以上の地震が発生したと評価した場合



間後	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

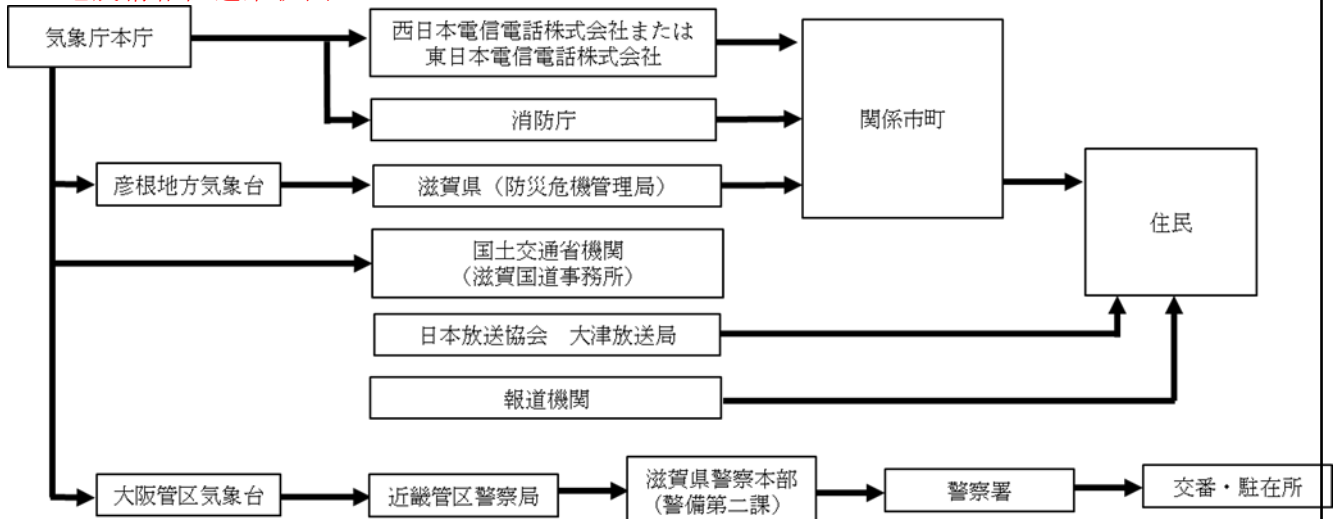
(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## イ 地震情報の種別

### (ウ)情報の伝達系統

#### ■地震情報伝達系統図



(注) 県本部(防災危機管理局)から市本部、消防本部等への予警報の音声伝達方法  
勤務時間内の場合

県防災行政無線により伝達する。

勤務時間外の場合

県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市宿直者に伝達する。